

# 労働安全衛生法施行令、施行規則等の一部を改正



厚生労働省は、平成 26 年 8 月 20 日に「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」を、更に同年 8 月 25 日に「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」を交付し、同年 11 月 1 日より施行となります。改正の内容は、以下の通りです。

## < 政省令改正のポイント >

1. ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)、有機溶剤 10 物質\*を特定化学物質の第 2 類物質に追加

DDVP 及び有機溶剤中毒予防規則(有機則)の規制対象としてきた有機溶剤 10 物質を特定化学物質の第 2 類物質に追加し、有機溶剤 10 物質を第 1 種有機溶剤等及び第 2 種有機溶剤等の定義から除外した。

2. エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパン並びに有機溶剤 10 物質を「特別有機溶剤」と定義

上記 12 物質の取り扱い業務のうち、次の「特別有機溶剤業務」について特定化学物質障害予防規則(特化則)を適用する。

- クロロホルム等有機溶剤業務

クロロホルム等(第 2 類物質に移行した有機溶剤 10 物質及びこれらを含む製剤その他のもの)の製造、取扱い業務のうち、有機則で定める有機溶剤業務と同様の業務

- エチルベンゼン塗装業務

- 1,2-ジクロロプロパン洗浄、払拭業務

3. 作業環境測定及び健康診断の実施

特別有機溶剤及び DDVP に係る作業環境測定を行い、測定と評価の記録を 30 年間保存すること。また、特別有機溶剤業務及び DDVP 取扱い業務に係る特殊健康診断の項目を定め、健康診断結果の記録を 30 年間保存すること。

4. 特定有機溶剤混合物に係る測定

特別有機溶剤又は有機溶剤を含む製剤その他の物(特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量の合計が 5%を超えるもの)の製造、取扱い作業場については、有機則の規定を準用して空気中の有機溶剤濃度の測定を行うこと。

※ジクロロメタンをはじめとする有機溶剤 10 物質

クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン

当社は、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2014 年 8 月 20 日付 政令第 288 号、2014 年 8 月 25 日 厚生労働省令第 101 号

測定技術箇所 山田悠貴

